平成２１年（フ）第９２４号
熊本県上益城郡益城町大字馬水807番地３
コーポサンライフ101号
債務者　野田　克富
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９３１号
熊本市京塚本町42番10号
債務者　中野　崇子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６号
大分県豊後高田市美和3622番地
債務者　塩﨑ミチ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９５号
大分県宇佐市大字別府144番地
債務者　辻　サヨ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９９号
大分県中津市山国町草本1018番地
債務者　**徳**丸　修一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８２５号
札幌市中央区北11条西14丁目１番81―402号
債務者　大上千亜紀
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８６５号
札幌市豊平区平岸１条４丁目２番３―712号
債務者　山口あづみ（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５３号
札幌市西区宮の沢３条４丁目10番３号　ラポール宮の沢101号
債務者　福田　克則
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６１号
札幌市白石区本通２丁目南２番５号　メイプルコーポ１号棟５号
債務者　川邊　寛子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１５８号
札幌市白石区菊水元町１条１丁目４番１―903号
債務者　石川　正則
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８７号
札幌市豊平区美園７条２丁目１番３号　かのマンション２
債務者　長谷川由美子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８８号
札幌市豊平区美園７条２丁目１番３号　かのマンション２号
債務者　石田　孝幸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１９６号
札幌市西区発寒17条３丁目７番20―102号
債務者　宮川　智美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３７号
札幌市白石区栄通13丁目１番４号　コーポハピネス７号
債務者　鷲頭　賢祐
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４７号
札幌市東区北11条東９丁目１番３―1003号
債務者　野原　　護
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８０号
札幌市清田区平岡３条２丁目12番20―101号
債務者　本間　　靖
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８１号
札幌市清田区平岡３条２丁目12番20―101号
債務者　本間　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２９７号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地34　スカイガーデン札幌南502号
債務者　門脇　まき
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部